

高山市条例第 1 号

高山市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

高山市長 田 中 明

高山市監査委員条例の一部を改正する条例

高山市監査委員条例（昭和５６年高山市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（請求又は要求による監査） 第４条 監査委員は、法第７５条第１項、第９８条第２項、第１９９条第６項及び第７項、第２３５条の２第２項、第２４２条第１項並びに第２４３条の２の８第３項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、その日から７日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。	（請求又は要求による監査） 第４条 監査委員は、法第７５条第１項、第９８条第２項、第１９９条第６項及び第７項、第２３５条の２第２項、第２４２条第１項並びに第２４３条の２の９第３項の規定による監査の請求又は要求があつたときは、その日から７日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。